

## 富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等の調査に関する決議

### 1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 不適切な庁舎使用並びに公金等の私的流用に関する事
- (2) 本会議及び常任委員会等における虚偽答弁に関する事
- (3) 本市職員等に対するパワハラ疑惑に関する事

### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び池田市議会常任委員会及び特別委員会条例第4条の規定により委員5人からなる富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

### 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

### 4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

### 5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、150万円以内とする。

以上、決議する。

令和2年11月26日

池 田 市 議 会